

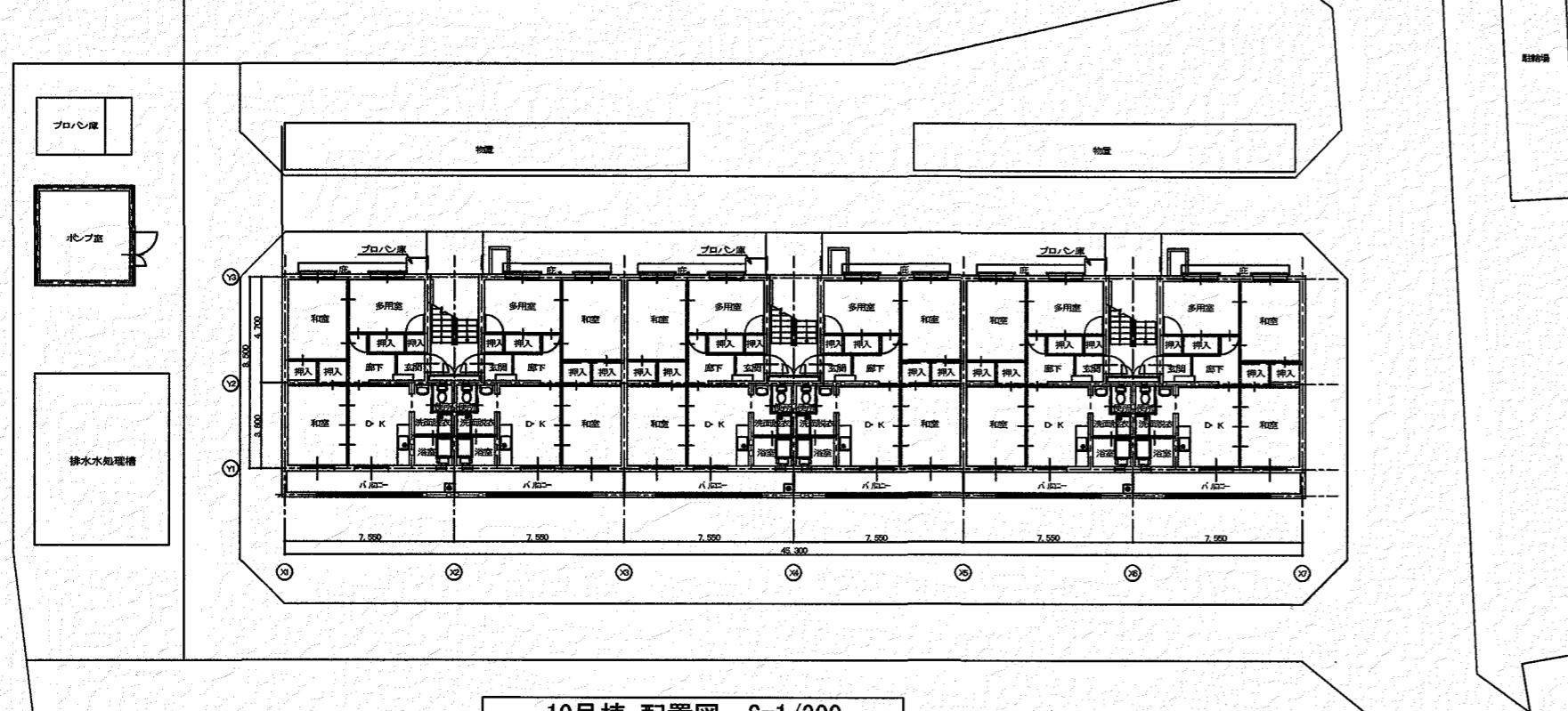
長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事

図面目次

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	NOSCALE
E-02	特記仕様書(2)	NOSCALE
E-03	工事概要・配置図・付近見取図	1/300
E-04	【テレビ共同受信設備】1号棟立面図 (改修前)	1/100
E-05	【テレビ共同受信設備】1号棟立面図 (改修後)	1/100
E-06	【テレビ共同受信設備】1号棟1~4階平面図 (改修前・後)	1/100
E-07	【テレビ共同受信設備】1号棟屋根伏図 (改修前・後)	1/100
E-08	【テレビ共同受信設備】9号棟立面図 (改修前)	1/100
E-09	【テレビ共同受信設備】10号棟立面図 (改修前)	1/100
E-10	【テレビ共同受信設備】9・10号棟立面図 (改修後)	1/100
E-11	【テレビ共同受信設備】9・10号棟1~4階平面図 (改修前・後)	1/100
E-12	【テレビ共同受信設備】9・10号棟屋根伏図 (改修前・後)	1/200・1/100

長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事 特記仕様書								項目		特記事項		項目		特記事項																														
<p>I 工事概要 1. 工事場所 高知市長浜4361番地 2. 建物概要 <table border="1"><thead><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th>建築基準法に基づく延べ面積</th><th>消防法施行令別表第一主要用途</th><th>都市計画法に基づく用途地域</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1・9・10号棟</td><td>RC</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 3. 工事種目 1号棟 9号棟 10号棟 テレビ共同受信設備 一式 テレビ共同受信設備 一式 テレビ共同受信設備 一式 撤去工事 一式 撤去工事 一式 撤去工事 一式 発生材処理 一式 一式 一式 4. 関連工事等 ・建築工事・電気設備工事・衛生設備工事・空調設備工事・植栽工事・外構工事・解体工事 5. 概定期間 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 6. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) </p>								建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一主要用途	都市計画法に基づく用途地域	備考	1・9・10号棟	RC						<p>配置人員の資格 ・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2級交通誘導警備</td> <td>交通誘導警備に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有する者と認めたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関する、専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p>		資 格	資 格 要 件	配置人数	1. 2級交通誘導警備	交通誘導警備に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有する者と認めたもの	人	検定合格者(交通誘導警備員A)	警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に関する、専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの	人			<p>②3 特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p>			
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一主要用途	都市計画法に基づく用途地域	備考																																						
1・9・10号棟	RC																																											
資 格	資 格 要 件	配置人数																																										
1. 2級交通誘導警備	交通誘導警備に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有する者と認めたもの	人																																										
検定合格者(交通誘導警備員A)	警備業法における指定講習を受講したもの	人																																										
交通誘導に関する、専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																										
(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの	人																																										
<p>II 設備工事仕様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 面団及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房常総部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給排水工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ・対象 (① 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 試行要領(「常総工事編」による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由):) </p>								<p>16 統括安全衛生管理義務者の指名 ⑯発生材の処理 産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書類の添え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬入する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(堆立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理規則(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員とのE票の出しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分後直ちにE票の出しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <p>・引き渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ※再生資源化を図るもの (※コンクリート※コンクリート及び鉄から成る建設資材) ※木材 (※アスファルトコンクリート) ※有価物処理を図るもの (※金属)</p> <p>※有価物処理を図るもの 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。</p> <p>・特別管理産業廃棄物の処理方法 (P.C.B.使用機器) P.C.B.使用機器は関係法令により適切に処理し、建設管理者に引き渡す。</p> <p>・フロン類の回収・破壊を図るもの (業務用エアコンディショナー・冷蔵冷凍機器) フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。</p> <p>・特殊な建設副産物 (六つ化硫酸黄ガス・イオン式煙感知器) 開閉器に含まれる六つ化硫酸黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。</p> <p>イオン式煙感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p><せっこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ※管理型最終処分場埋立処分 (製造業者に処分を委託) 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ・管理型最終処分場埋立処分 (再資源化施設で再資源化) 再資源化促進(計画書及び実施書)を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下のよう</p> <p>a) COBRISについては、建設副産物センターのホームページ(http://www.recycle.jacio.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成段階まで監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成段階まで監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>17 石綿含有材の事前調査 事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 (①既存の設計図書) 分析調査 ※ 異常調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査材料使用部位 調査材料名 検体数) 分析方法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>20 化学物質の室内温度の測定 ※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・工事にて実施 化学物質室内温度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のにおける連絡等の資料を監督職員に提出し承諾を受ける。この場合、後に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、測定時期、測定対象室においては監督職員と協議する。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内温度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 () 箇所 测定時期 ※ 完成前・着手前 測定対象室 () (1.5.7) [1.6.8]</p> <p>「国等による環境物質等の調査の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。 (1.4.1) [1.4.1]</p> <p>木工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。 (顧不問)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。 (1.4.2) [1.4.2]</p> <p>21 グリーン購入法 22 設備機材等</p>		<p>24 技能士の適用 本工事に該当する工事種目に応じて、下記記述の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空気調和機器施工</p> <p>(1.5.2) [1.6.2]</p> <p>25 完成時の提出物 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 (1.7.1) [1.11.1]</p> <p>a) 黒表紙金文字製作(A4版) (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) 1部 ※ 要 不要</p> <p>b) 完成図2つ折り製作(A3版) 1部 ※ 要 不要</p> <p>c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 不要</p> <p>d) PDFデータ(全画面を1ファイル) 1部 ※ 要 不要</p> <p>e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ※ 要 不要</p> <p>f) 工具類(錫鉢蓋パック・制水弁ハンドル・掃除口ハンドル) 1部 ※ 要 不要</p>																																		
<p>III 施設設備工事 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p>								<p>26 建築物等の利用に関する説明書 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかるわる説明書との内容の調整を十分に行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上に公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び例作」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/goubu/ki_kintekuburi_yo_tebiki.html)</p> <p>完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>27 取扱い説明 完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。 (1.7.3) [1.11.3]</p> <p>暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>28 不当要求等への対応 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>29 不正軽油の使用の禁止 a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方公法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と経油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 経油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、水素等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>30 消防計画 工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届け出を行う。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>31 工事用水・電力 構内既存の施設(用水) 利用できる(※ 有償 ※ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設(電力) 利用できる(※ 有償 ※ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合(a)~(c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を設け、使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>32 国電力送電電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>33 地図 原則として再生クラッシャンを使用する。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>34 保護砂 原則として再生砂を使用する。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>35 埋戻し ※ 摩擦剤良質土 砕石</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>36 建設発生土の処理 ※ 外側出渣切削処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・構内指定の場所に敷き均し ・構内指定の場所にたい積 ・構外指定の場所に処分(搬出調査等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合は、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m以上を構外搬出切削処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>37 電気主任技術者への報告 電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類提出について指示に従う。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>38 工事特性等 受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かれた図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p> <p>(1.7.3) [1.11.3]</p>																																				
<p>IV 附則 1. 下請負者の報告 各下請負者については、下請施工予定報告書にて監督職員に報告する。</p> <p>2. 電気保安技術者 適用する (1.3.2) [1.3.2]</p> <p>3. 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1) (7)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所 ※ 仮囲内 ○ 図示 その他の施工条件 ・各戸の切替時期については、入居者と協議の上決定すること。 ・停電作業は工事前に施設管理者等と調整の上、入居者への周知を行うこと。</p> <p>4. 工事の保険 工事費負担契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>5. 契約保証 ※ 金銭的保証方式 ・有 ○ 無</p> <p>6. 前払金支出し割合区分補正 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第111号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を從事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p>								<p>39 工事名 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事</p>		<p>40 団体名 特記仕様書(1) 41 更新日 2024.04.01 42 作図 43 年 44 月</p>		<p>45 係 係長 課長補佐 46 団面番号 E - 01</p>																																

項目	特記事項	項目	特記事項	機器取付高																																																						
電気設備特記仕様																																																										
① 構材	メーカーリストによる。	20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。	接地端子箱 地上、床上～中心 500																																																						
2 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事	21 一般照明の照度測定等	照明天数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時 (※夜間・昼間)) - 星光率 (調光制御点灯時 (※夜間※星間))	雷保護接地端子箱 床上～下端 800																																																						
	自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーハンジ ・本工事 ※別途工事	22 受変電設備	電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※SOI制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。	接地極埋設標 地上～中心 600																																																						
	天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・本工事 ※別途工事 (墨出しは本工事) ただし、ダウントライ等、切込み寸法が 小さい場合は除く	23 テレビ共同受信設備	※変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。 分岐器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 (○要) 不要 (a)受信レベル (b)ビット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質	室内端子盤 (廊下、室内) 床上～下端 300 中間端子盤 (E.P.S. 電気室) 床上～中心 1,500 時計 床上～中心 1,500 (上端1,900以下) 子時計、スピーカ 床上～中心 (天井高) × 0.9 ※2 アッテネータ 床上～中心 1,300 インターホン 床上～中心 1,300 外部受付用インターホン子機 床上～中心 ※1 呼出ボタン (パリアフリートイレ) 床上～中心 復帰ボタン (パリアフリートイレ) 床上～中心 1,800 廊下表示灯 (パリアフリートイレ) 床上～中心 2,000 テレビ機器収容箱 床上～中心 1,800 火報受信機 (複合盤) 床上～操作部 800～1,500 副受信機 床上～中心 1,500 火報総合盤 床上～中心 800～1,500 ガス漏れ検知器 (LPGガス) 床上～中心 300 ガス漏れ検知器 (都市ガス) 天井面～中心 (天井面) -200																																																						
	天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・本工事 ※別途工事 (墨出しは本工事)	24 構内埋設線路	※測定内容に関しては、監督職員と協議すること。 埋設深さ・一般敷地 600mm以上・舗装道路 600mm以上・公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																																							
	軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※本工事・別途工事	25 ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																																							
	埋込型分電盤、端子盤等の板枠 ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事	26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官房部常総部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の分類 特定の施設 (○一般の施設) 重要機器 - 受変電設備 - 自家発設備 - 喬池設備 - 無停電電源装置 - 幹線用分電盤 - その他 ()																																																							
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。		備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。	メカリスト																																																						
④ 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき・プライマ処理後指定色塗装（2回塗り） ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する PF管は単層管（タイプ-25）とする。			機器名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版（国土交通省大臣官房官房部常総部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版（国土交通省大臣官房官房部常総部監修）による 誘導灯具登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイト電工 高圧交流遮断器 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛電機製作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 記録用遮断器 JISCE201-2-1による 漏電遮断器 JISCE201-2-2による 高圧銀流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISCE201. JEM1038による 高圧進相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧進相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設置 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200KVA以下蓄電池を除く 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ 一般放送装置（消防用以外） T.O.A. JVCKENWOOD パナソニック 電気時計 シチズン T.I.C. セイコーアイティムクリエーション パナソニック 自動閉鎖装置 連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 非常警報装置（非常ベル） 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置 登録認定機関の検定合格証票が貼付されたもの 火災警報装置 テレビ共聴機器 DXアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング 避雷針 避雷針 大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 インター・ホン・ナースコール アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの ホーム分電盤 パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 整頓 イトウテック 共栄電機工業 光電設 舞台照明装置 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 音響・映像装置 パナソニック T.O.A. ソニー ヤマハ バイオニア JVCKENWOOD 三菱電機 中央監視制御装置 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 昇降機設備 日立製作所 東芝エレベーター 日本オーチス エレベーター フジテック 日本エレベーター 三菱電機 太陽光発電システム パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎																																																						
5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。		備考 ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。																																																							
6 フラッシュプレート材質	・樹脂製・新金属・ステンレス																																																									
7 カバーブレード	用途別表示としてシール等を貼付する。																																																									
8 接地極	※下記による。なお接地棒EBの長さは1,500mmとする。		太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数																																																							
	<table border="1"> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極</th> </tr> <tr> <td>共同接地</td> <td>E A E D</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>E A</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>E B</td> <td>200Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>E C</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>D種</td> <td>E D</td> <td>100Ω 以下</td> <td>E B (10φ) x 1</td> </tr> <tr> <td>雷保護</td> <td>E L</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E P x 1</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td>E L H</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> </table>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	A種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	B種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	C種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	D種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1	雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1	高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>(極めて重要な太陽光発電システム)</th> <th>(通常の太陽光発電システム)</th> <th>(極めて重要な太陽光発電システム)</th> <th>(通常の太陽光発電システム)</th> </tr> <tr> <th>用途係数</th> <td>1.32</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	用途	特定の施設		一般の施設		(極めて重要な太陽光発電システム)	(通常の太陽光発電システム)	(極めて重要な太陽光発電システム)	(通常の太陽光発電システム)	用途係数	1.32	1.0												
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																							
共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																																																							
A種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																																																							
B種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																																																							
C種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																																																							
D種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1																																																							
雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1																																																							
高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																																																							
用途	特定の施設		一般の施設																																																							
	(極めて重要な太陽光発電システム)	(通常の太陽光発電システム)	(極めて重要な太陽光発電システム)	(通常の太陽光発電システム)																																																						
用途係数	1.32	1.0																																																								
			備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。																																																							
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・黄銅板製 ・ステンレス製	27 特定天井への対応	天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																																							
	上記以外の接地極及び地中配線の表示 80φ x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、鍍金された場所は鉄製ピンとする。		本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。（ポール型照明についてはJIL1003を適用とする。） 風速(Vo) : (38m/sec (・コンクリート柱 (○) テレビアンテナ・避雷針・太陽光電池アレイ) - 60m/sec (・ポール型照明) -)																																																							
	地中配線には電圧、線路長に關係なく標識シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。		地表面粗土区分：※ III																																																							
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。		機器取付高																																																							
11 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。																																																									
12 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。		壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 ただし、監督職員の指示により変更することがある。																																																							
13 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。（装柱金物は除く）			打合せ事項																																																						
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。		<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高 (mm)</th> </tr> <tr> <td>プラケット（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>プラケット（踊場）</td> <td>床上～中心</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>プラケット（鏡上）</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>避難口誘導灯</td> <td>床上～下端</td> <td>1,500以上</td> </tr> <tr> <td>廊下通路誘導灯</td> <td>床上～上端</td> <td>1,000以下</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（住宅）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（パリアフリートイレ）</td> <td>床上～中心</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント（保育園）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100～1,200 ※1</td> </tr> <tr> <td>コンセント（車庫）</td> <td>床上～中心</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器箱（低圧）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>分電盤、制御盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>ホーム分電盤</td> <td>床上～中心</td> <td>(下端2,000以下) ※1</td> </tr> <tr> <td>開閉器箱</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> </table>	名 称	測 点	取付高 (mm)	プラケット（一般）	床上～中心	2,100	プラケット（踊場）	床上～中心	2,500	プラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	スイッチ（住宅）	床上～中心	1,200	スイッチ（パリアフリートイレ）	床上～中心	※1	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床上～中心	300	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）	床上～中心	150	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）	床上～中心	150	コンセント（保育園）	床上～中心	1,100～1,200 ※1	コンセント（車庫）	床上～中心	800	引込開閉器箱（低圧）	床上～中心	1,500	分電盤、制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	ホーム分電盤	床上～中心	(下端2,000以下) ※1	開閉器箱	床上～中心	1,500	
名 称	測 点	取付高 (mm)																																																								
プラケット（一般）	床上～中心	2,100																																																								
プラケット（踊場）	床上～中心	2,500																																																								
プラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150																																																								
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上																																																								
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下																																																								
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300																																																								
スイッチ（住宅）	床上～中心	1,200																																																								
スイッチ（パリアフリートイレ）	床上～中心	※1																																																								
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床上～中心	300																																																								
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）	床上～中心	150																																																								
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）	床上～中心	150																																																								
コンセント（保育園）	床上～中心	1,100～1,200 ※1																																																								
コンセント（車庫）	床上～中心	800																																																								
引込開閉器箱（低圧）	床上～中心	1,500																																																								
分電盤、制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																								
ホーム分電盤	床上～中心	(下端2,000以下) ※1																																																								
開閉器箱	床上～中心	1,500																																																								
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																																									
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。																																																									
17 配線器具	タンプラスイッチは大角型連用形（ネーム入）とする。 壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																																									
18 照明器具等の接地	接地線は原則としてIE 1.6mm以上（緑色）とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																																									
19 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15A以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																																									
			工事名																																																							
			長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	係 係長 係長補佐																																																						
			図面名 特記仕様書 (2) 更新日 2024.04.01 作図年月	図面番号																																																						

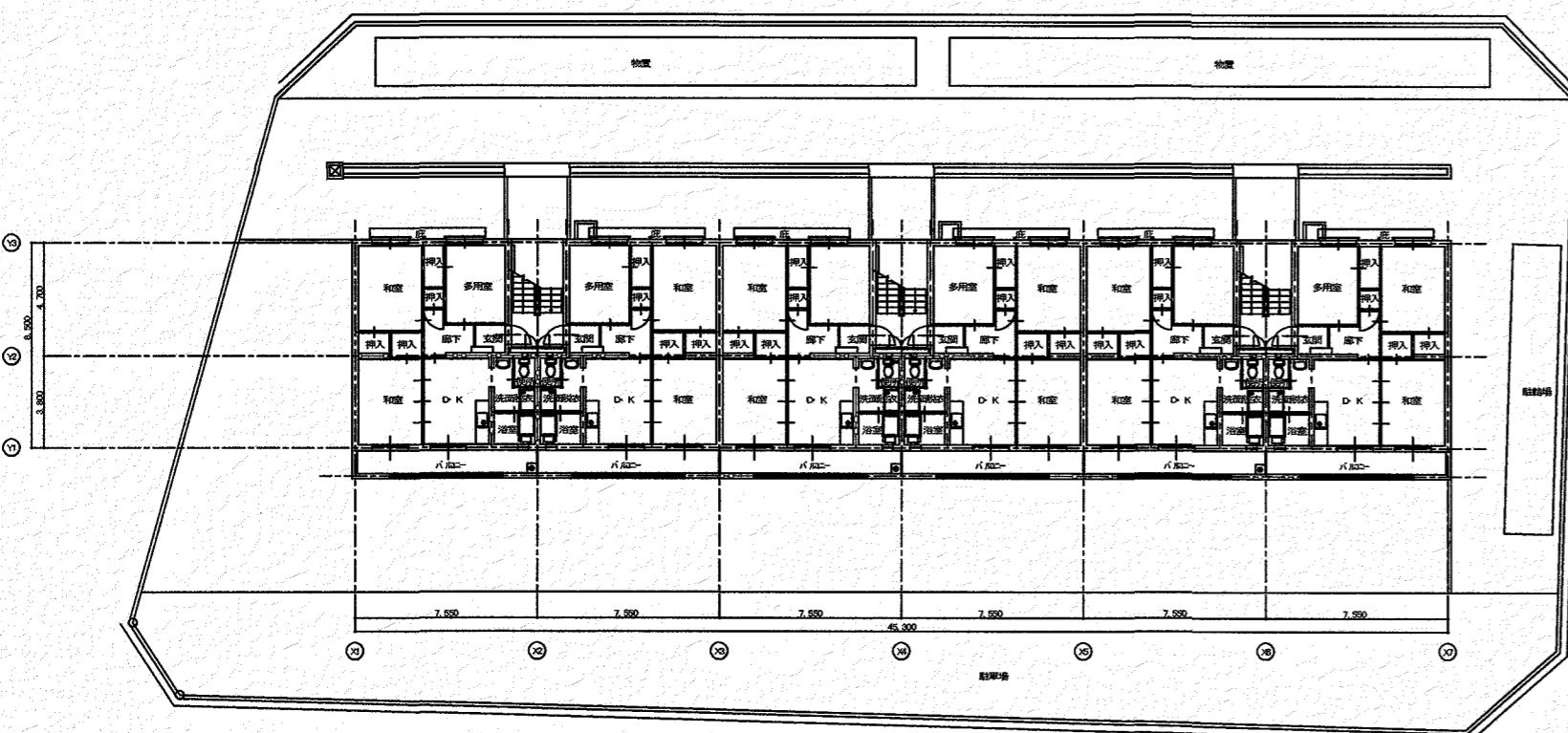


10号棟 配置図 S=1/300

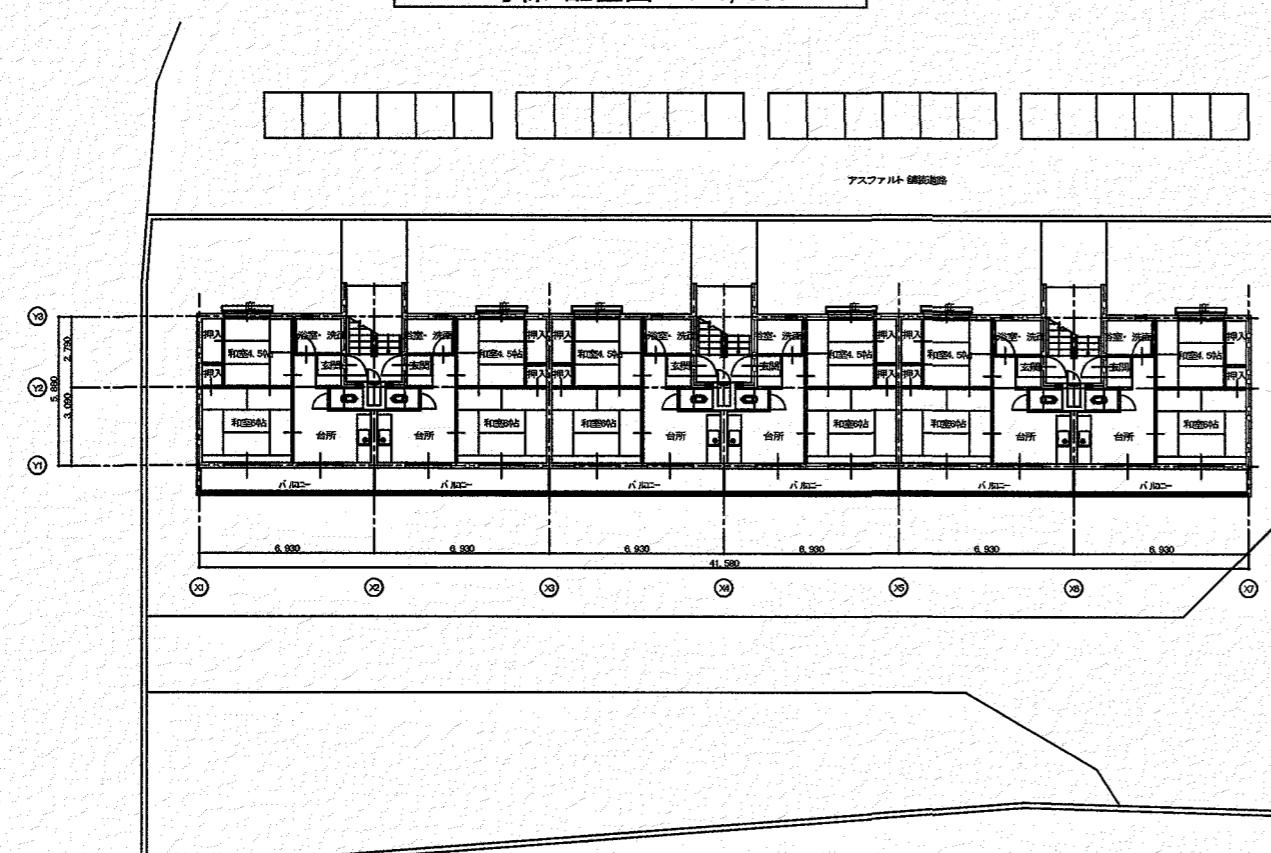
工事概要

- 各住居ごとのTVアンテナ・ポールを撤去し共同受信アンテナに更新する。
- 屋上からの住戸への配線・TVユニットを更新する。
- 1階の引込盤より電源を屋上TV機器収納盤(新設)に供給する。
- 撤去した機器は全て処分のこと。

※本工事の実質工期 3.5ヶ月程度



9号棟 配置図 S=1/300

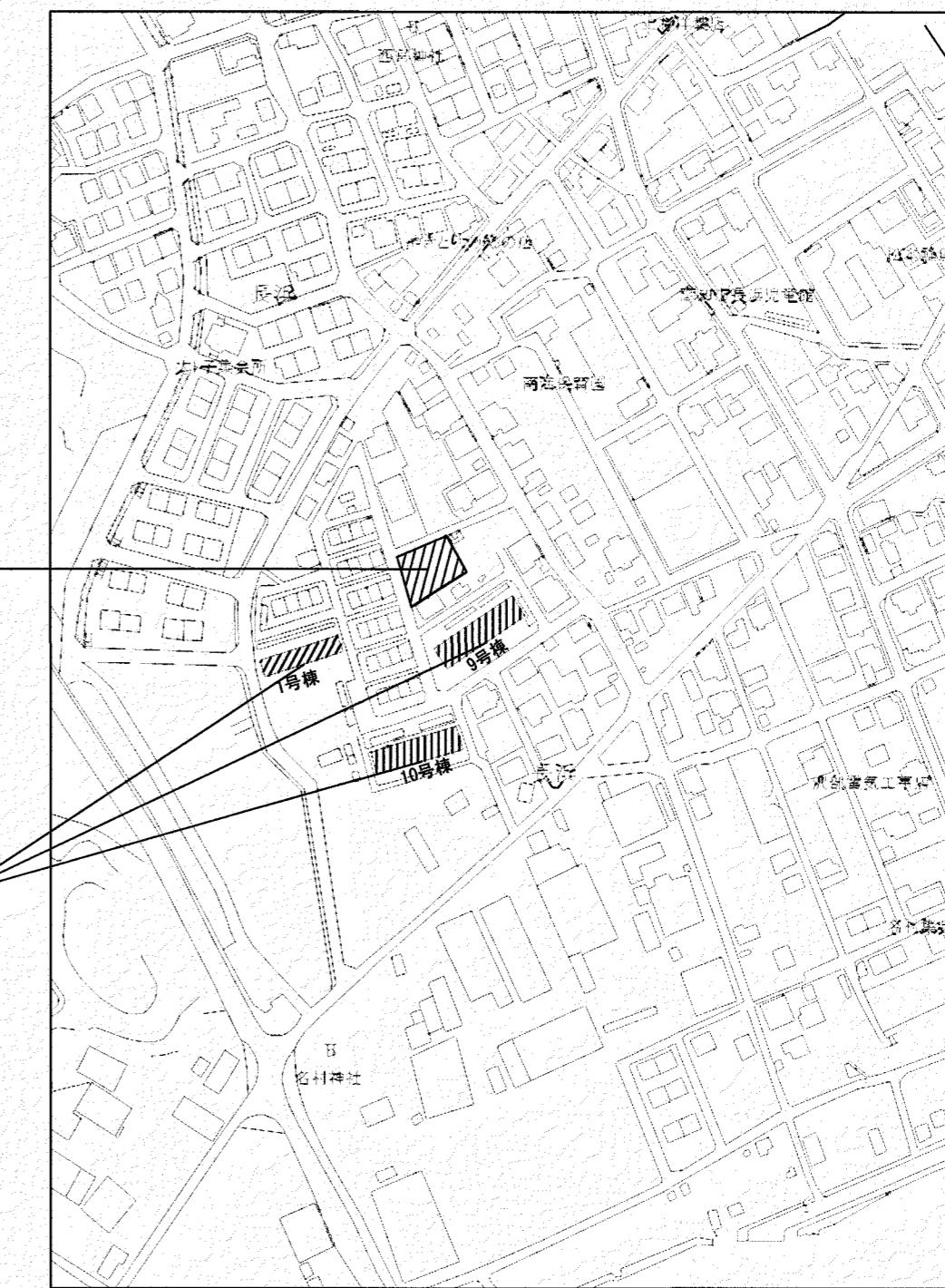


1号棟 配置図 S=1/300



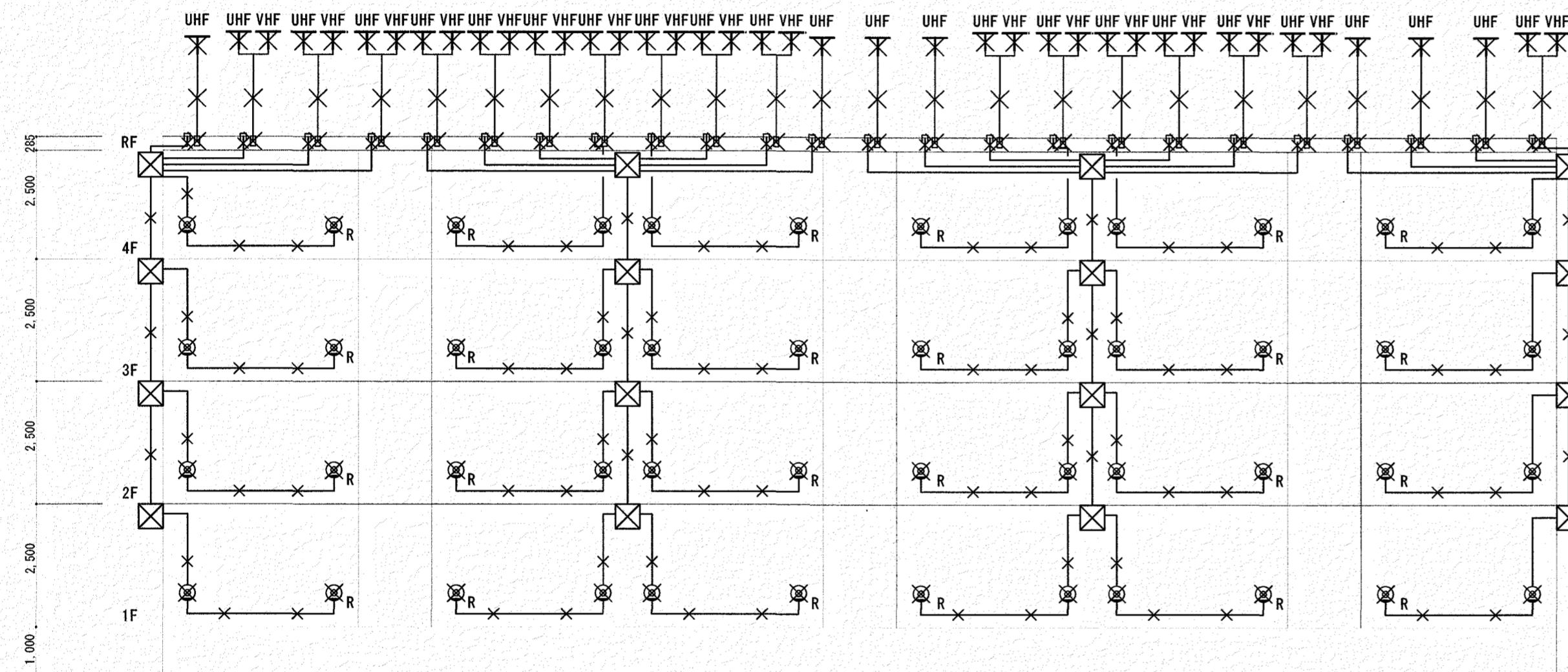
工事用仮設駐車場

工事場所：長浜原市営住宅1・9・10号棟
高知市長浜4361番地



付近見取図

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係 長	課長補佐	課長補佐	K・2 設計 高知市十津3丁目7-65 TEL 080-6282-2232 FAX 0889-55-2812	設計年月日 2023.10 設計者 常石 健二	承認 検図 常石 健二	工事名称 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事 図面名称 常石 健二 工事概要・配置図・付近見取図	図面番号 E - 0 3 縮尺 1/300

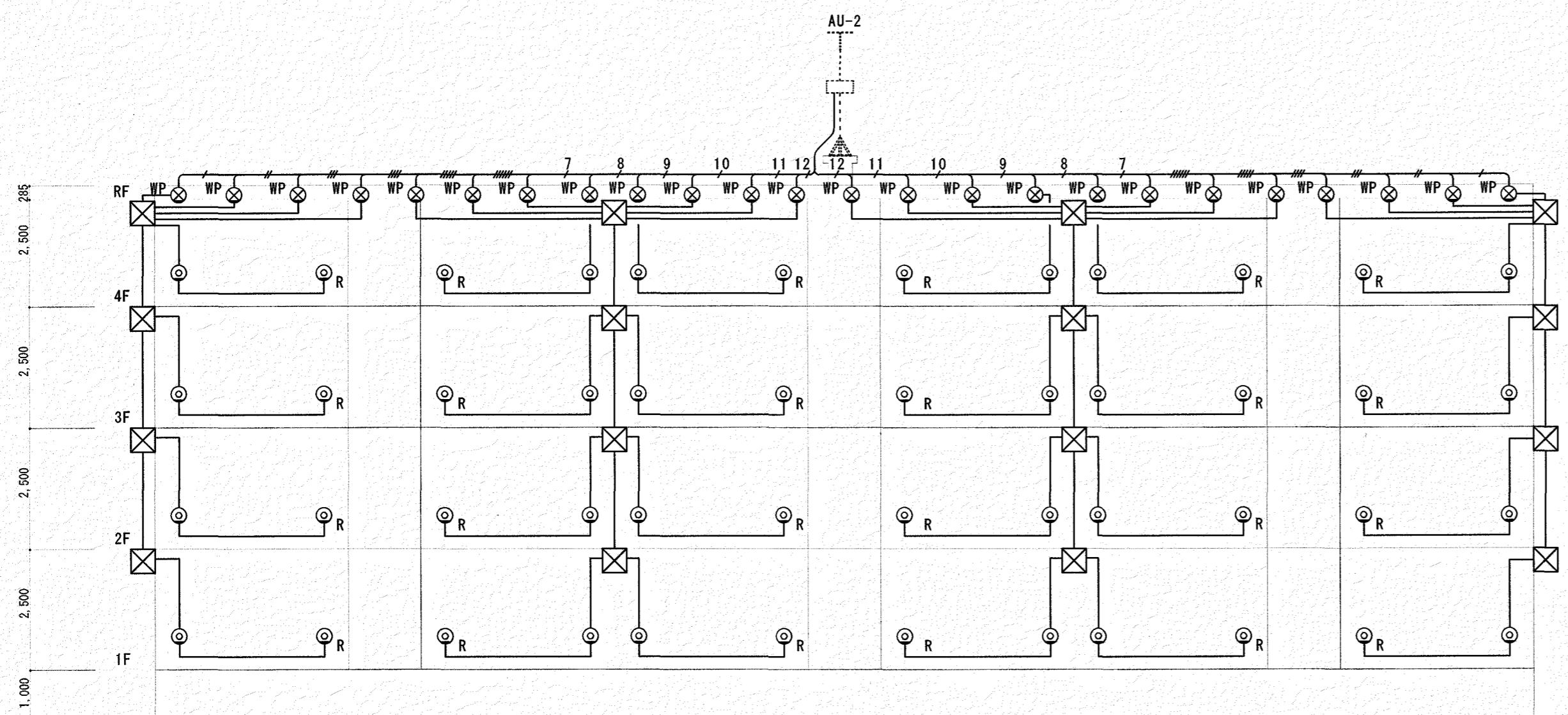


1号棟 南面系統図

既設機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット 300-300-300	樹脂プレート共
◎ R	直列ユニット 300-300-R	樹脂プレート共
丁	アンテナ	家庭用
一	アンテナポール	
一	アンテナ取付用側面金具	補修(塗装含む)すること。
—○—	ターミナルキャップ	(19)
———	5G-FB	(19)

図中×で示した器具、配線を撤去処分する。(配管は既存流用とする)
※既設アンテナについては承諾を得たものを本工事で撤去、処分する。
※アンテナマスト撤去後、金具跡等を補修(塗装含む)すること。
※ターミナルキャップ及び配管はコンクリートの根本で切断し切断面を研磨すること。

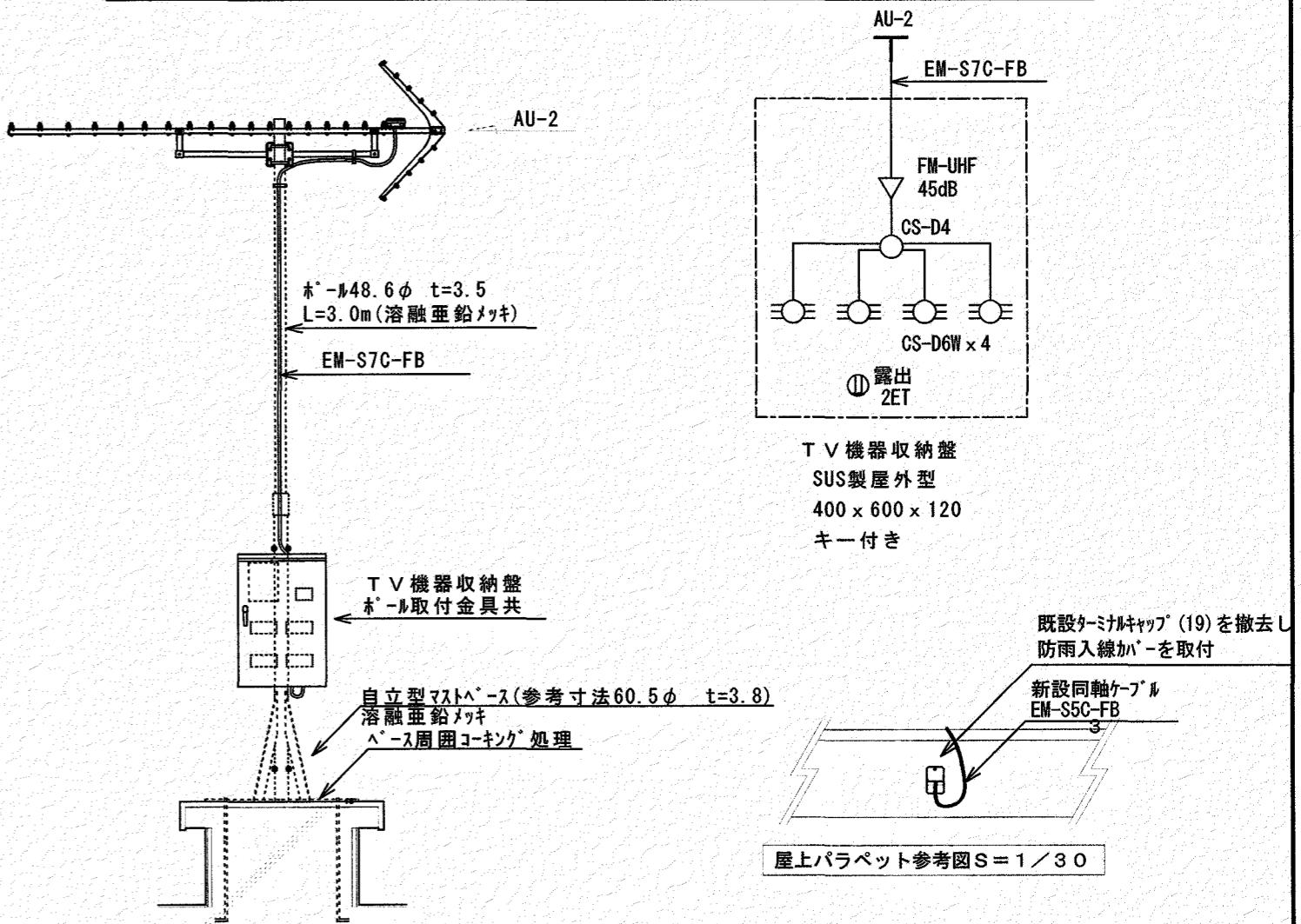
1号棟



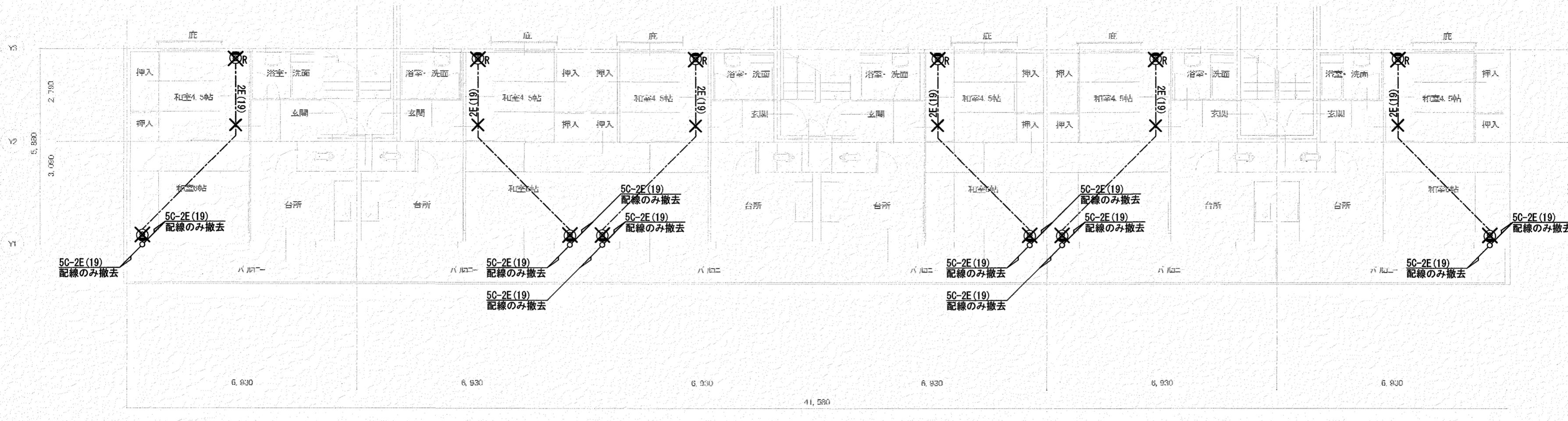
1号棟 南面系統図

更新機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット CS-7F-7W	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット CS-7F-RW	樹脂プレート共
T	アンテナ	AU-2
▲	アンテナ取付用側面金具	ポール共
□	T V 機器収納盤	屋外SUS製ポール取付金具共
⊗WP	防雨入線カバー	ターミナルキャップ撤去後取付
◐	樹脂製丸形露出ボックス	サイズは図示とする
□	配管プロック150W×100H	コムペース共
□	配管プロック300W×100H	コムペース共
_____	EM-S5C-FB	(19) 流用
/	EM-S5C-FB	配管プロックにて露出配線 (HIVE16)
〃	EM-S5C-FBX2	配管プロックにて露出配線 〃
〃	EM-S5C-FBX3	配管プロックにて露出配線 (HIVE22)
〃	EM-S5C-FBX4	配管プロックにて露出配線 〃
〃	EM-S5C-FBX5	配管プロックにて露出配線 (HIVE28)
〃	EM-S5C-FBX6	配管プロックにて露出配線 〃
/	EM-S5C-FBX7	配管プロックにて露出配線 (HIVE36)
/	EM-S5C-FBX8	配管プロックにて露出配線 〃
/	EM-S5C-FBX9	配管プロックにて露出配線 〃
/	EM-S5C-FBX10	配管プロックにて露出配線 〃
/	EM-S5C-FBX11	配管プロックにて露出配線 〃
/	EM-S5C-FBX12	配管プロックにて露出配線 〃

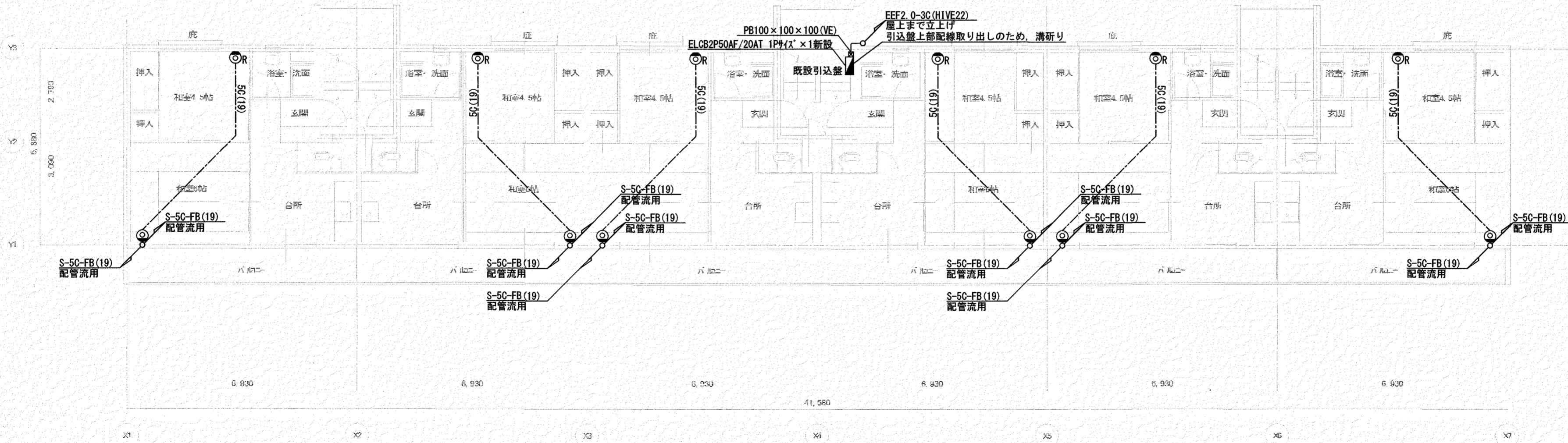
図中の器具及び配線を更新、新設する。



屋上アンテナ参考図S=1/30

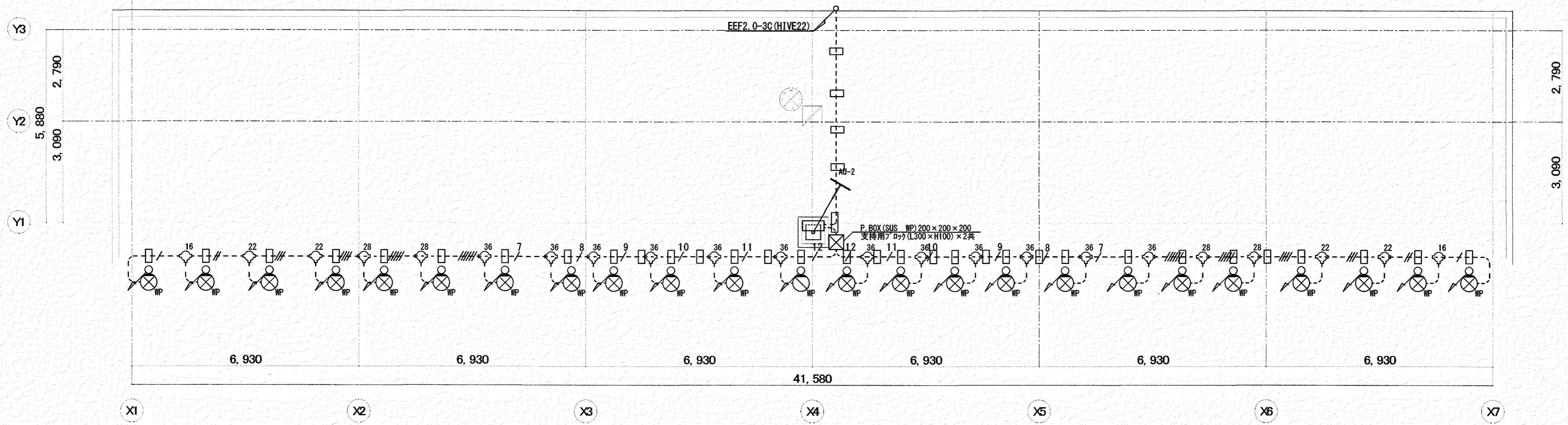
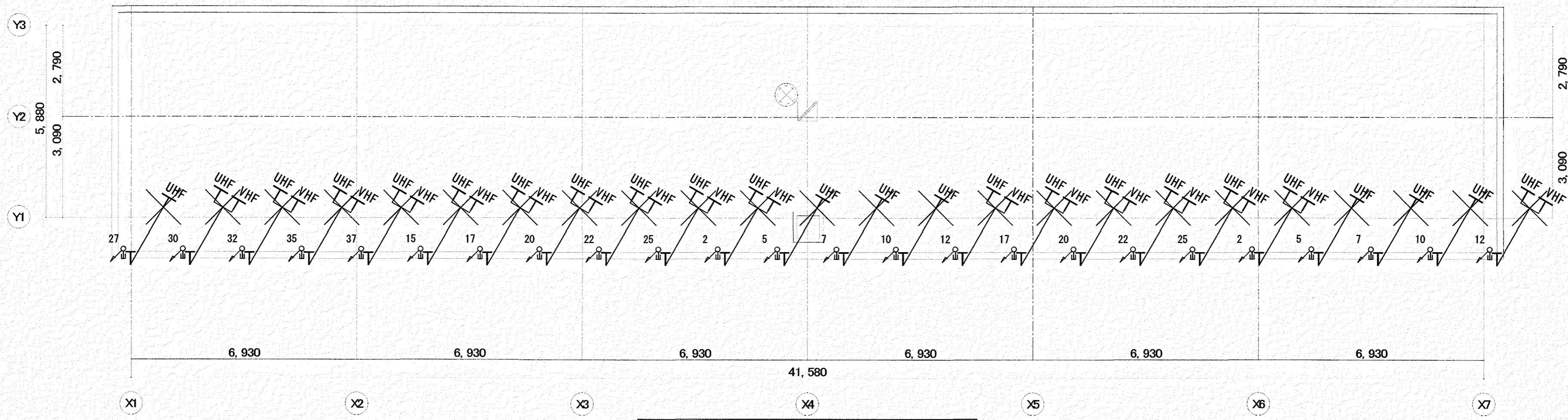
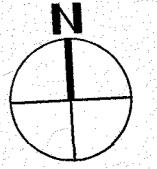


【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修前) S=1/100



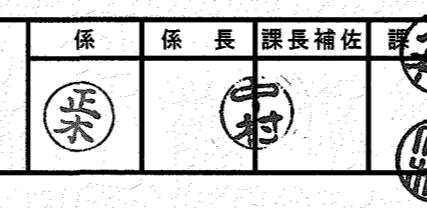
【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修後) S=1/100

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係 高知市都市建設部公共建築課	係長 高知市都市建設部公共建築課	課長補佐 高知市都市建設部公共建築課	監理 高知市都市建設部公共建築課	K・2 設計		設計年月日 2023.10	承認	工事名称 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	図面番号 E-06
							高知市十津3丁目7-65	TEL 080-6282-2232 FAX 0889-55-2812		検査 常石 健二	図面名称 【テレビ共同受信設備】1号棟1~4階平面図(改修前・後)	



訂正	月 日

高知市都市建設部公共建築課



K・2 設計

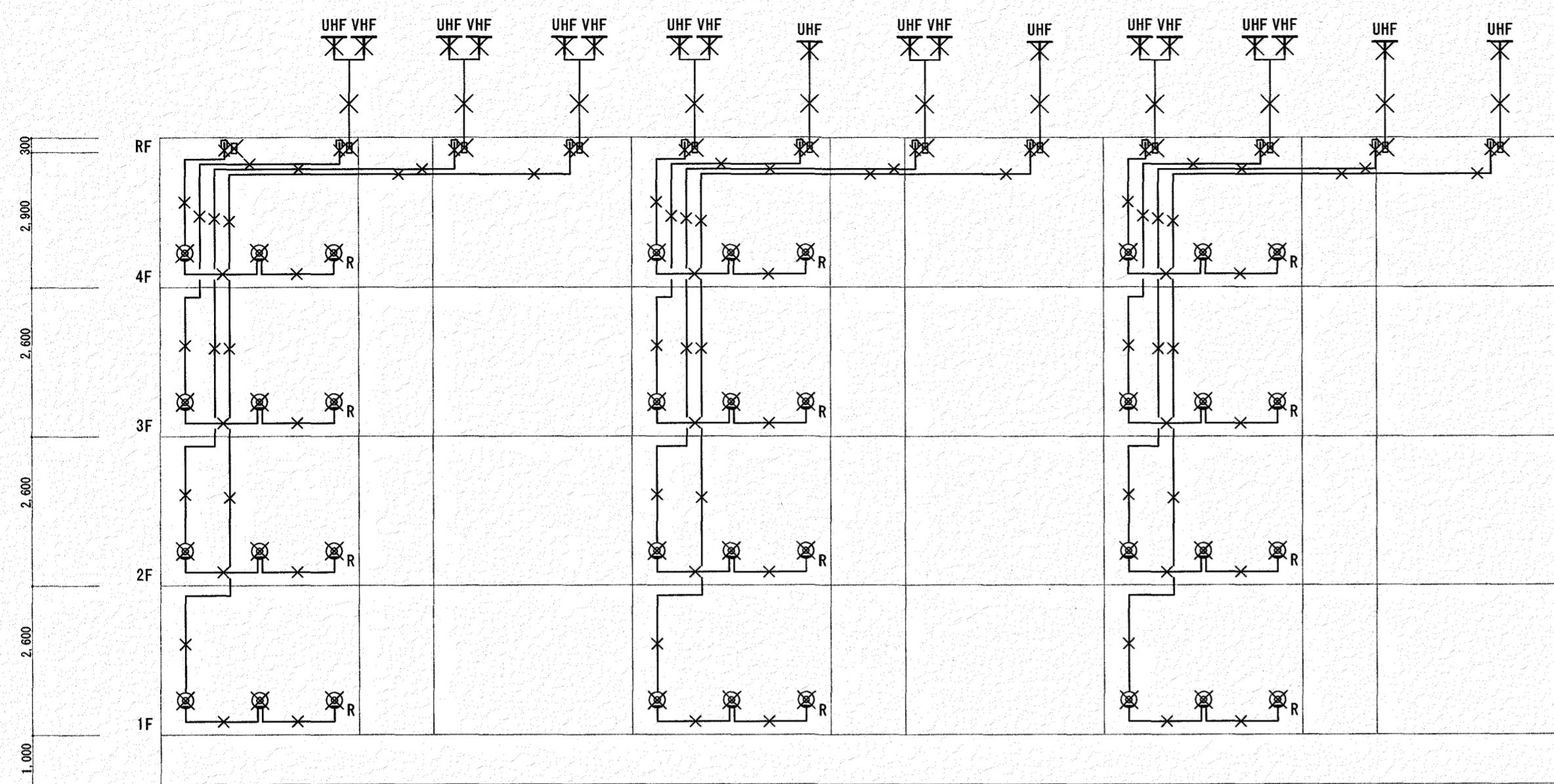
高知市十津3丁目7-65

TEL 080-6282-2232
FAX 0889-55-2812設計年月日
2023.10設計者
常石 健二

承認

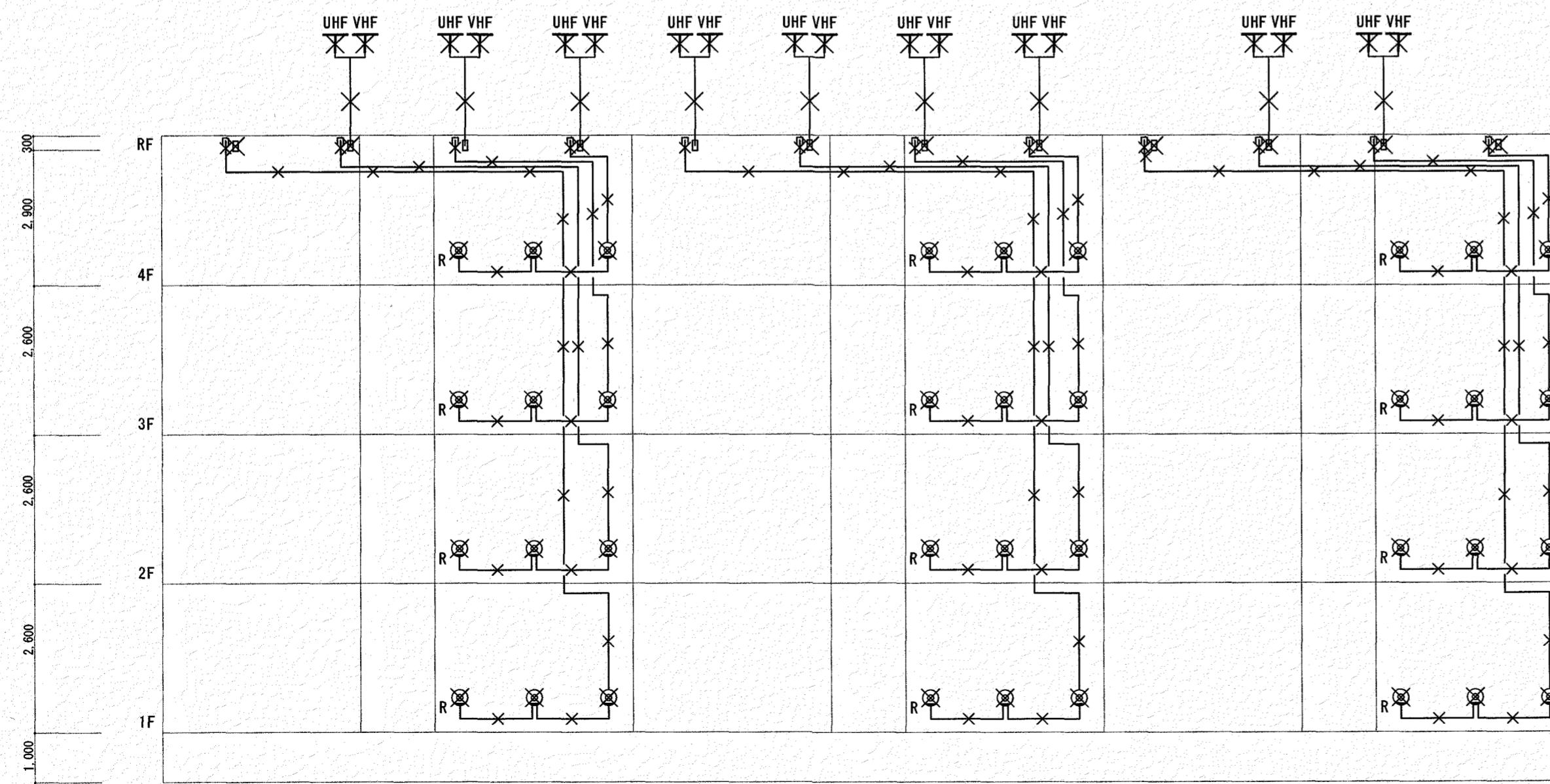
検査
常石 健二工事名称
長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事図面名称
【テレビ共同受信設備】1号棟屋根伏図(改修前・後)図面番号
E-07

1/100

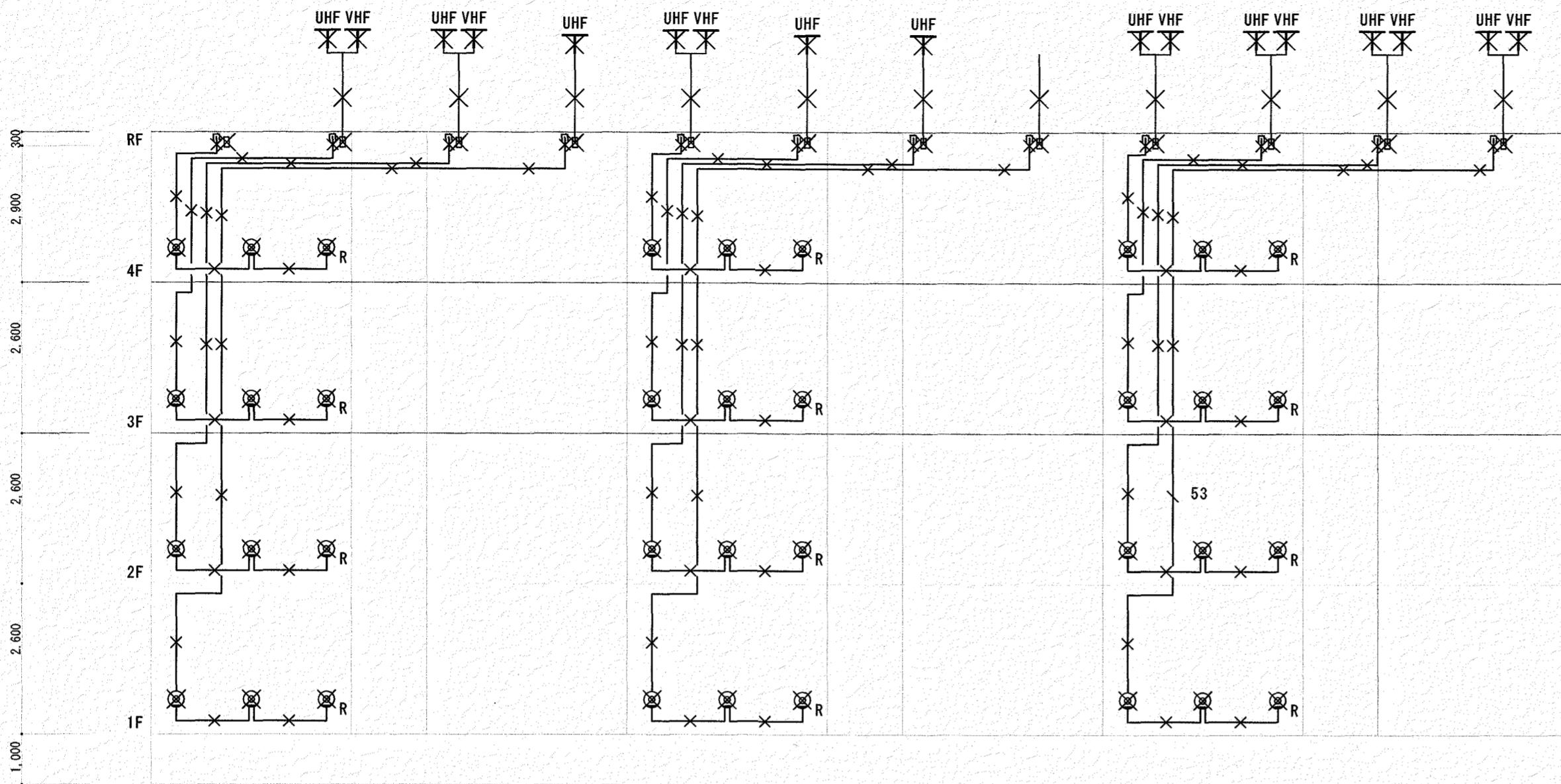


既設機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット 75-75-75	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット 75-75-R	樹脂プレート共
T	アンテナ	家庭用
□	デザインアンテナ	家庭用
△	B S アンテナ	家庭用
L	アンテナポール	
■	アンテナ取付用側面金具	補修(塗装含む)すること。
—	ターミナルキャップ	(19)
—	5C-FB	(19) 流用

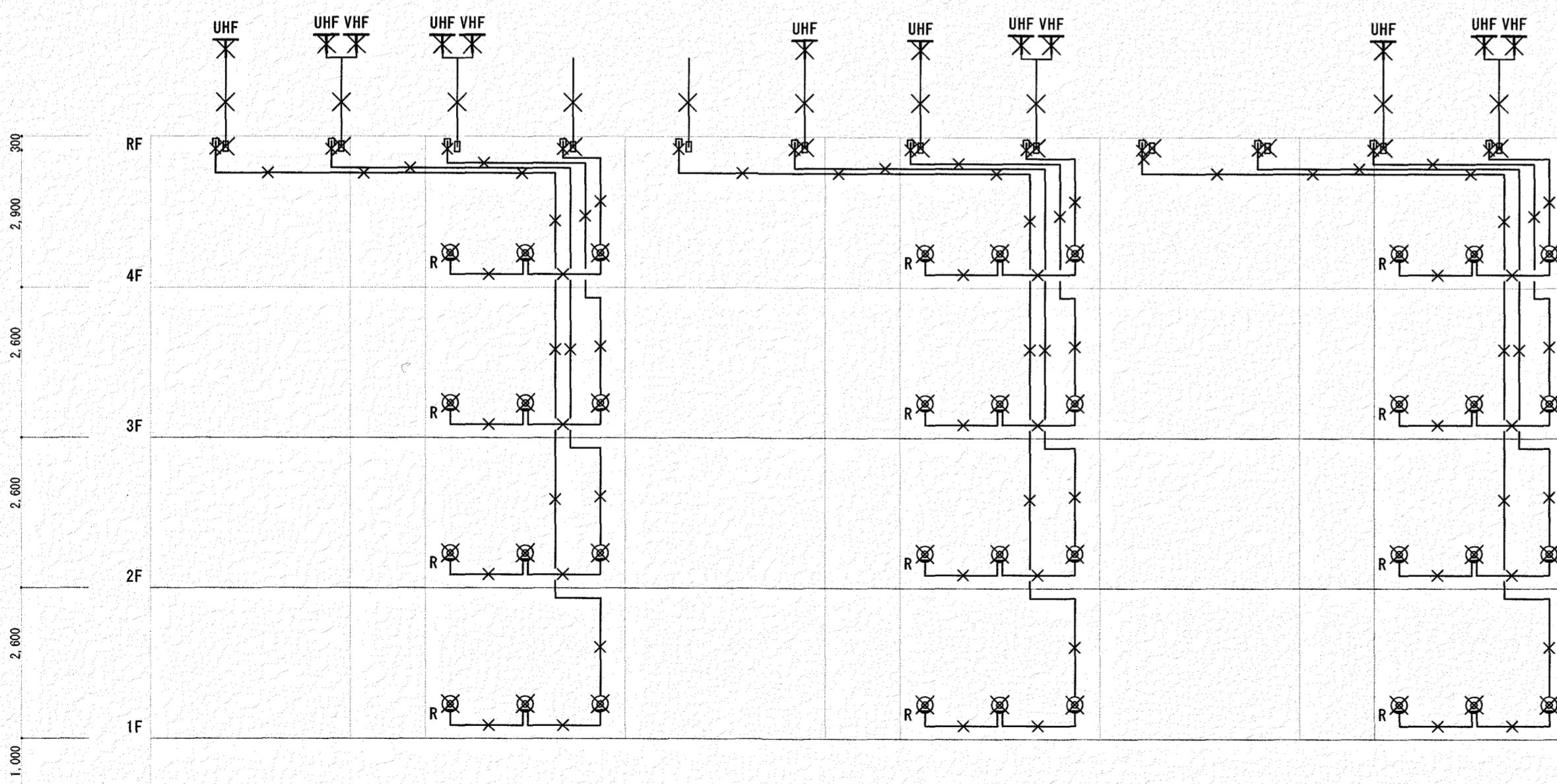
図中の器具及び配線は既設流用とし×で示した器具、配線を撤去処分する。
※既設アンテナについては承諾を得たものを本工事で撤去、処分する



10号棟



10号棟 北面系統

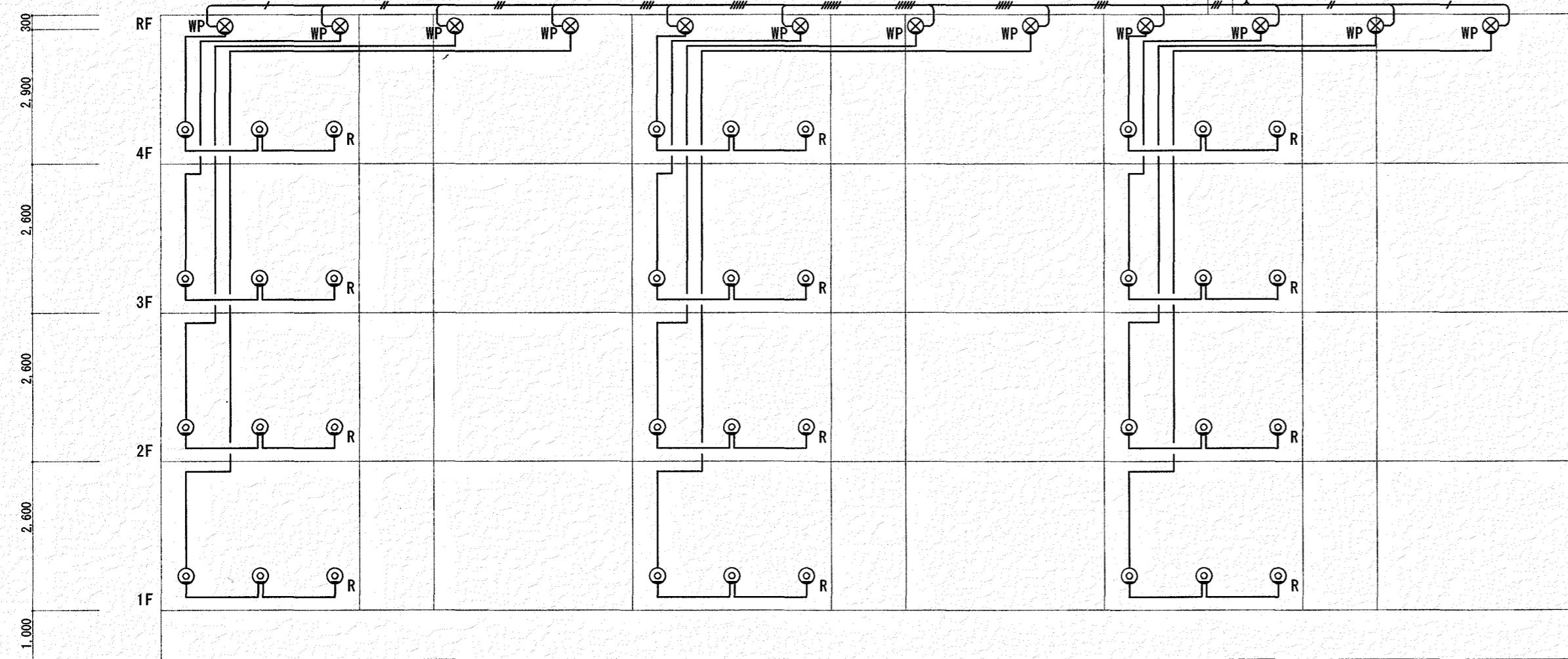


10号棟 南面系統

既設機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット 300-300-300	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット 300-300-R	樹脂プレート共
T	アンテナ	家庭用
L	アンテナポール	
L	アンテナ取付用側面金具	補修(塗装含む)すること。
→	ターミナルキャップ	(19)
—	5C-FB	(19) 流用

図中の器具及び配線は既設流用とし×で示した器具、配線を撤去処分する。
※既設アンテナについては承諾を得たものを本工事で撤去、処分する

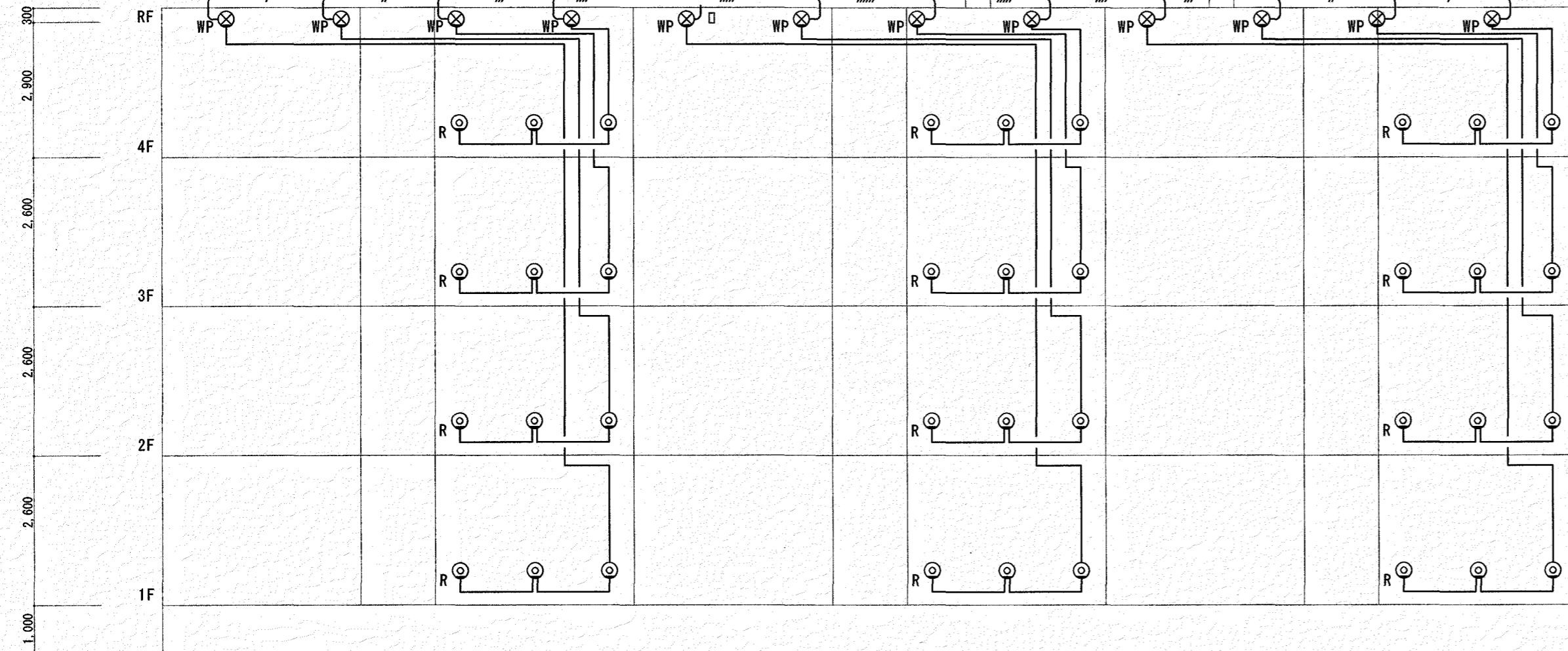
訂正	月 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係 長	課長補佐	課 長	K・2 設計 高知市十津 3 丁目 7-65	設計年月日	承認	工事名称	図面番号 E-09
				常	大	太	太		2023.10		長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	
									設計者	検図	図面名称	
									常石 健二	常石 健二	【テレビ共同受信設備】10号棟立面図(改修前)	1/100



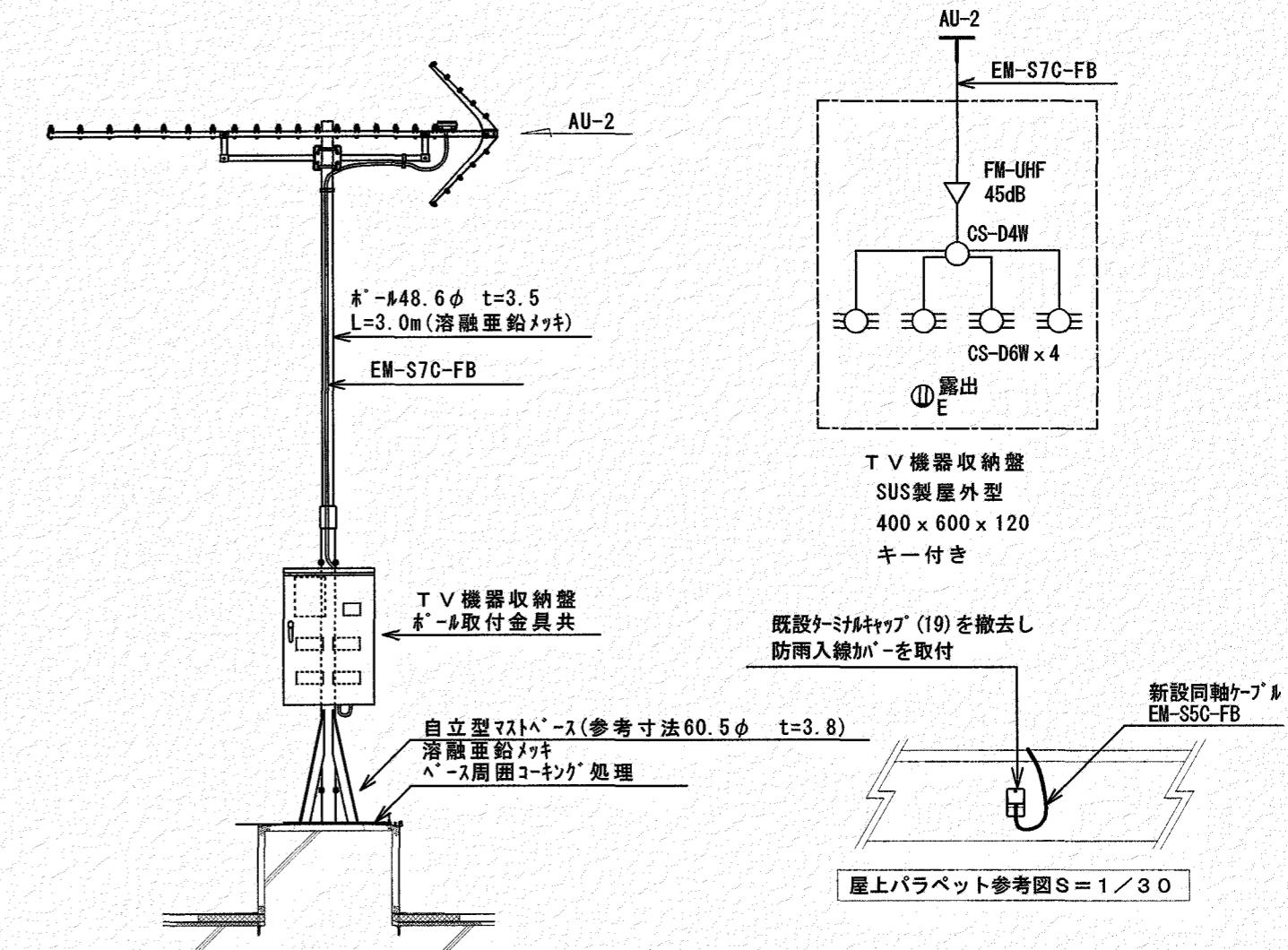
9・10号棟 北面系統図

更新機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット CS-7F-7W	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット CS-7F-RW	樹脂プレート共
T	アンテナ	AU-2
▲	アンテナ取付用側面金具	ポール共
□	T V 機器収納盤	屋外SUS製ポール取付金具共
⊗WP	防雨入線カバー	ターミナルキャップ撤去後取付
○□	樹脂製丸形露出ボックス	サイズは図示とする
□	配管フロック150W×100H	コムペース共
□	配管フロック300W×100H	コムペース共
—	EM-S5C-FB	(19) 流用
—	EM-S5C-FB	配管フロックにて露出配線 (HIVE16)
—#	EM-S5C-FBX2	配管フロックにて露出配線 "
—#	EM-S5C-FBX3	配管フロックにて露出配線 (HIVE22)
—#	EM-S5C-FBX4	配管フロックにて露出配線 "
—#	EM-S5C-FBX5	配管フロックにて露出配線 (HIVE28)
—#	EM-S5C-FBX6	配管フロックにて露出配線 "
—#	EM-S5C-FBX7	配管フロックにて露出配線 (HIVE36)
—#	EM-S5C-FBX8	配管フロックにて露出配線 "
—#	EM-S5C-FBX12	配管フロックにて露出配線 "

図中の器具及び配線を更新、新設する。



9・10号棟 南面系統図



屋上アンテナ参考図 S=1/30

訂正	月 日

高知市都市建設部公共建築課

K・2 設計
高知市十津3丁目7-65TEL 080-6282-2232
FAX 0889-55-2812

設計年月日

2023.10

承認

工事名称

長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事

設計者

検査

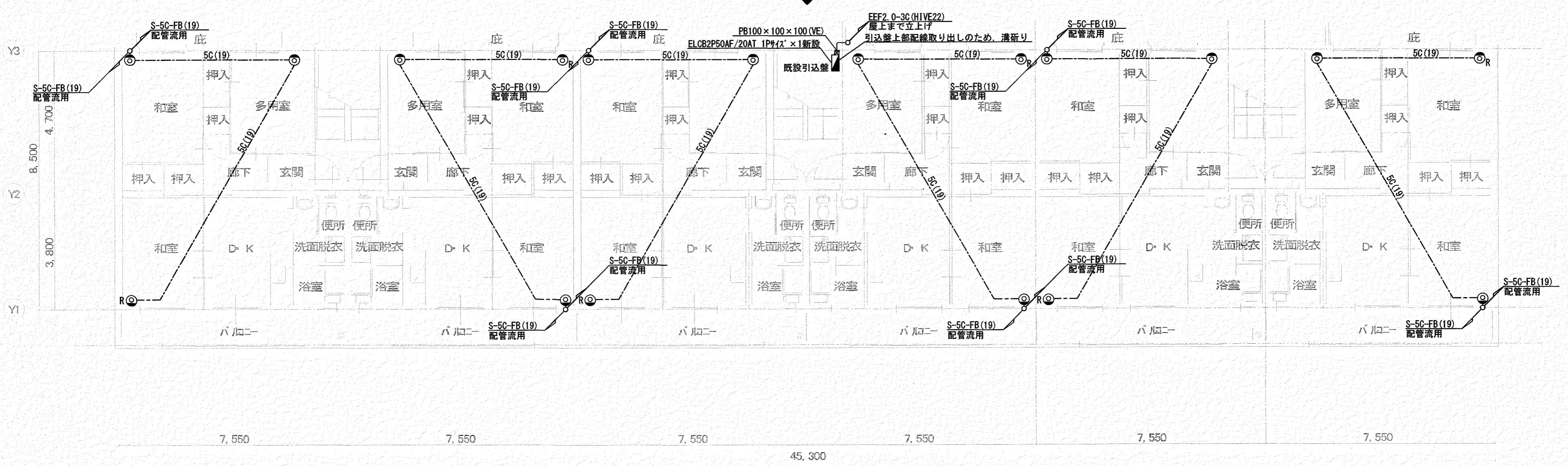
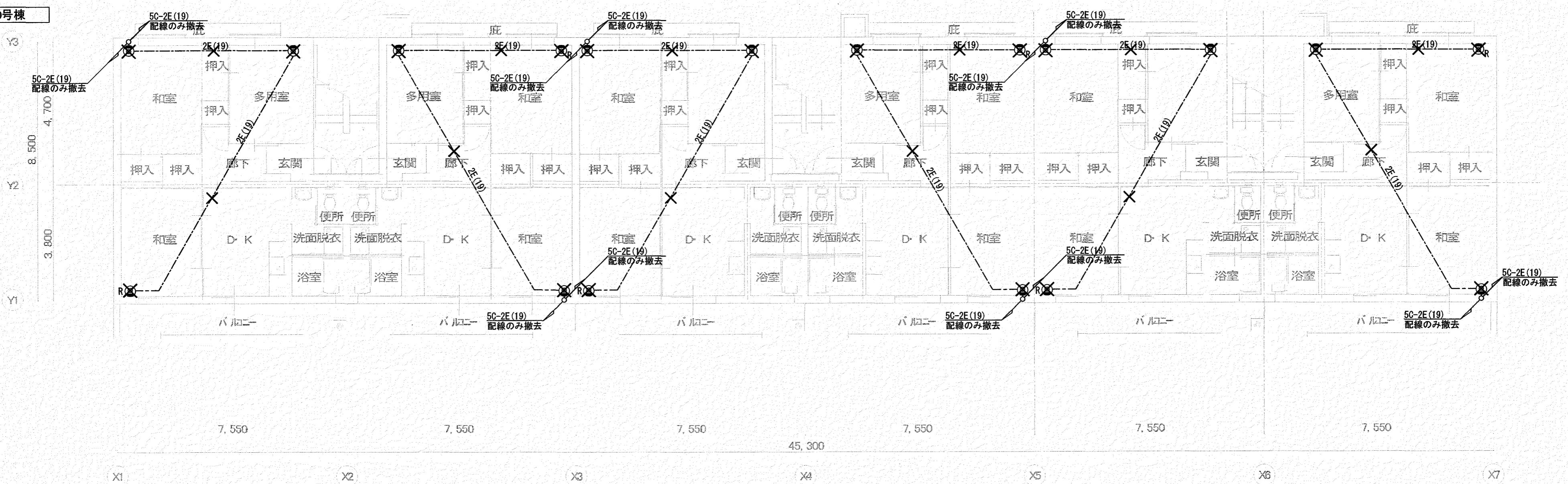
図面名称

【テレビ共同受信設備】9・10号棟立面図(改修後)

図面番号

E-10

9・10号棟



訂正	月日	備考

高知市都市建設部公共建築課

K・2 設計

高知市十津3丁目7-65

TEL 080-6282-2232
FAX 0889-55-2812

設計年月日

2023.10

承認

工事名称

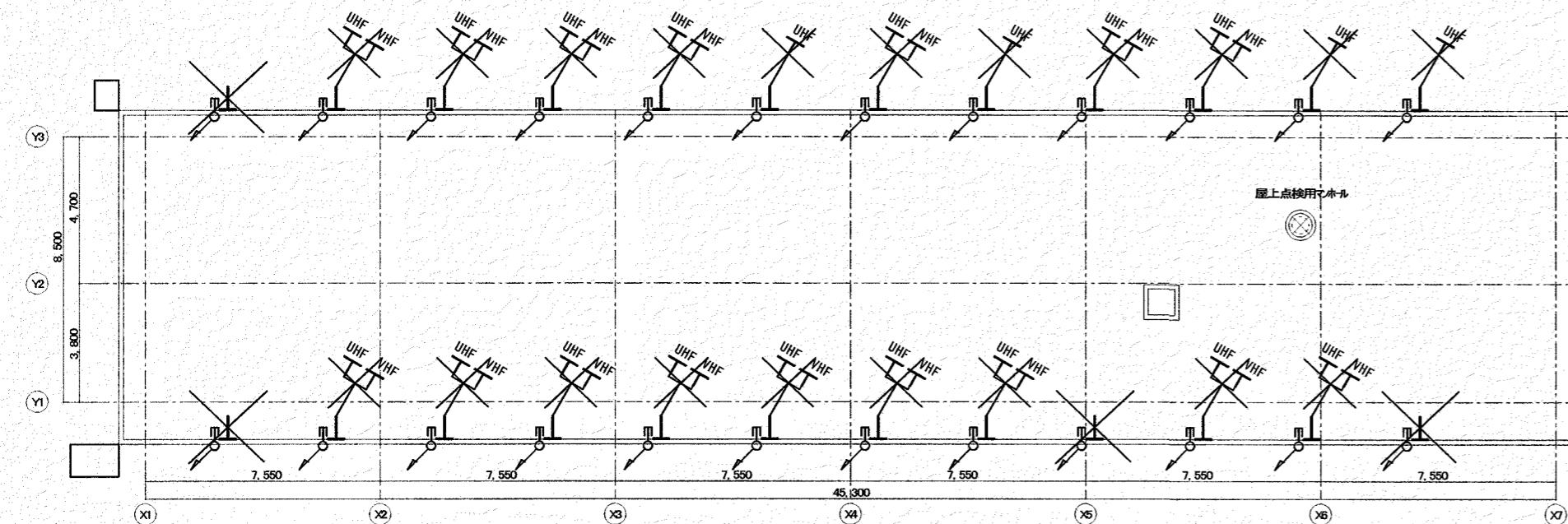
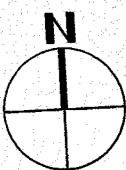
長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事

検査

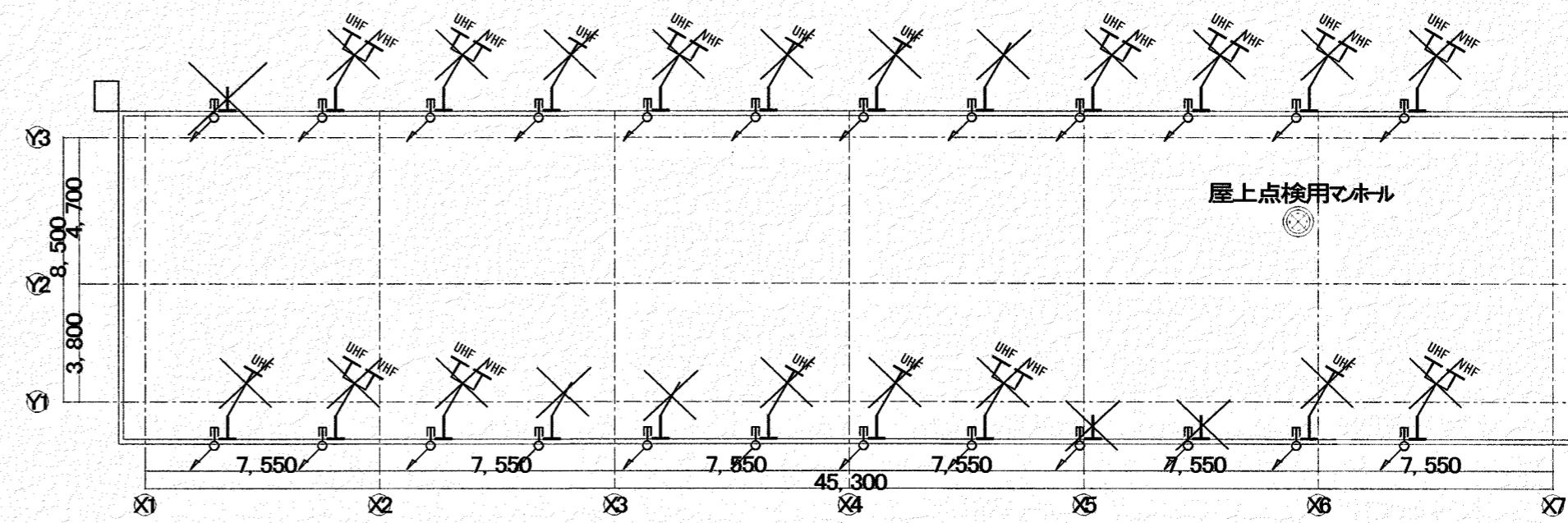
図面名称

【テレビ共同受信設備】9・10号棟1~4階平面図(改修前・後)
縮尺 1/100図面番号
E-11

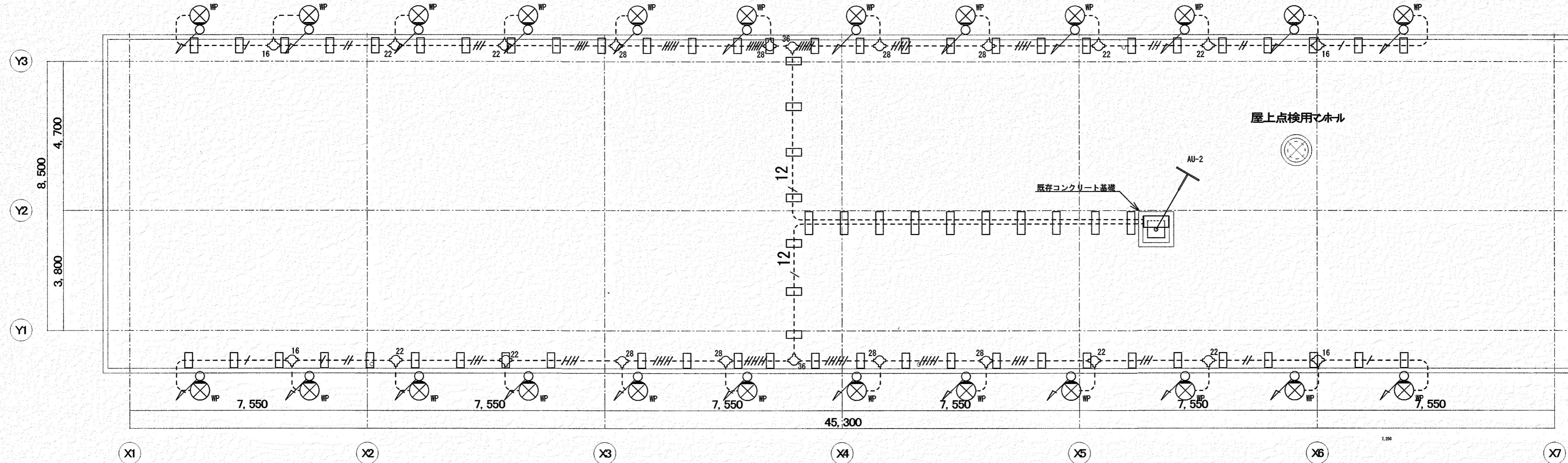
9・10号棟



【テレビ共同受信設備】9号棟屋根伏図(改修前) S=1/200



【テレビ共同受信設備】10号棟屋根伏図(改修前) S=1/200



【テレビ共同受信設備】屋根伏図(改修後) S=1/100

訂正	月 日		高知市都市建設部公共建築課				係 長 課長補佐	監理者	K・2 設計		設計年月日 2023.10	承認	工事名称 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	図面番号 E-12	
									正木	村					
													常石 健二	【テレビ共同受信設備】9・10号棟屋根伏図(改修前・後)	1/200・1/100